特定非営利活動法人

国連UNHCR協会

定款

第1章総則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 国連UNHCR協会という。英文では、Japan for UNHCR と表示する。

(事務所)

- 第2条 本会は、事務所を東京都港区南青山六丁目10番11号に置く。
 - 2 本会は、理事会の議決により、支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、世界の恒久平和を目指す国際連合(国連)の理念に賛同し、特に難 民支援機関のUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の協力を受け、わが 国の民間への啓発と情報提供と共に、国民各自が容易に参加できる方法と機 会を広く提供することにより、難民および難民支援の国連および関係機関に 向ける日本社会からの物心両面の貢献が格段に高まることを目指すもので ある。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
 - (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (2) 国際協力の活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言 又は援助の活動

(事業の種類)

- 第4条の2 本会は第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 世界の難民問題に関する知識の普及と啓発
 - ② 国連難民高等弁務官事務所および援助関係者による難民への援助 活動に対する協力と支援
 - ③ 本会の支援者および寄付者の募集ならびに各種サービスの提供
 - ④ その他前各号のいずれかに関連するまたは付随する事業
 - (2) その他の事業
 - ① 文化芸術イベント、スポーツイベントなどの開催
 - ② 楽曲、ビデオ、書籍、物品などの製作・販売
 - ③ 企業または団体とのパートナーシップ事業
 - ④ 不動産等の賃貸事業
 - ⑤ セミナー、講演会などの開催および講師の派遣
 - 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、利益を生じたときは、同項第1号に掲げる事業に充てるもの

とする。

第2章 会員

(種別)

- 第5条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
 - (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
 - (2) その他の会員 特別会員、賛助会員など、別に規則において定めた 会員

(入会)

- 第6条 正会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
 - 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を 認めなければならない。
 - 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付し た書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員は別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
 - 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 正会員である団体が解散したとき
 - (3) 会費を1年以上滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の勧告に基づき、総会の議決 を経て、これを除名することができる。
 - (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返環)

第10条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

- 第11条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とするものとし、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

- 第12条 理事および監事は総会において選任する。
 - 2 代表理事および常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
 - 3 役員のうちには、それぞれの配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を 超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。
 - 5 法20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
 - 6 本会の支援対象となる者は、本会の役員になることができない。

(役員の職務)

- 第13条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。
 - 2 常務理事は、代表理事を補佐し、日常業務全般の執行を監督し、かつ、その 職務の範囲内において本会を代表する。
 - 3 理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の 行為または法令もしくは定款に反する重大な事実があることを発見 した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次期役員が選任されていない場合には、任期の 末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残 任期間と同一とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、それぞれ正会 員現在数の3分の2以上の議決に基づいてその役員を解任することが できる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認

められるとき

(役員の報酬と費用)

- 第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会と する。

(会議の構成)

- 第18条 総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第19条 総会は、法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付 すべき事項として議決した事項を議決する。
 - 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第13条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集があった 場合
 - 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して 請求があった場合

(招集)

- 第21条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集 する。
 - 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開催日の少なくとも 5日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。
 - 3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項お

よびその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会日の5日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があった場合は、代表理事は速やかに総会を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第22条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則に よる。

(定足数)

- 第23条 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に開会することができる。
 - 2 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会することができる。

(議決)

- 第24条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否 同数のときは議長の決するところによる。各構成員の表決権は平等なもの とする。
 - 2 総会および理事会において、第21条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第25条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって、もしくは代理人をもって表決権を行使することができる。但し総会における代理人は他の正会員に、また理事会における代理人は他の理事に限るものとする。
 - 2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

- 第26条 理事会において、代表理事は、簡易な事項または急を要する事項について は、理事が書面または電磁的方法により賛否を示すことを求め、これをも って理事会の議決に代えることができる。
 - 2 総会において、理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合、正会員の全員が書面または電磁的方法により賛意を示したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

- 第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収益
 - (5) 財産から生じる収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第27条の2 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(会計の原則)

第27条の3 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第27条の4 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2種とする。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(事業計画および活動予算)

- 第29条 本会の事業計画および活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前 に理事会の議決を経なければならない。
 - 2 事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

- 第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益および費用は、新たに成立した予算の収益および費用とみなす。

(事業報告および決算)

- 第31条 代表理事は、毎事業年度終了後速やかに次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2)活動計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) その他の必要な附属書類
 - 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表理事に提出しなければならない。
 - 3 代表理事は、前項の書類および報告書について、当該事業年度終了後の総 会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第32条 定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の 多数による議決を経、かつ、法第25条第3項の規定により所轄庁の認証 を受けなければならない事項に係るものについては、所轄庁の認証を受け なければならない。

(解散)

- 第33条 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能の確定
 - (3) 必要な正会員数の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 法第43条の規定による認証の取消し
 - 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第34条 本会は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄 庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第35条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

(事務局)

- 第36条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。
 - 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第37条 本会の公告は、本会のホームページに掲載して行う。

但し、法第31条の10及び第31条の12に規定する解散に関する事由については官報に掲載する。

(実施規則)

第38条 この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の正会員の年会費は、第7条の規定にかかわらず、1万円とする。
- 3 本会の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代表理事赤野間 征盛常務理事山本 浩理事畠澤 保監事仲野 桂子

- 4 本会の設立後最初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成12年12月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度の事業計画および活動予算は、第29条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

平成12年9月25日	東京都知事認証
平成17年2月22日	通常社員総会決議(第32条変更)
平成17年4月15日	臨時社員総会決議(第1条変更)
平成17年7月27日	東京都認証(第1条および第32条変更)
平成18年2月27日	通常社員総会決議(第14条第3項変更)
平成18年7月19日	東京都認証(第14条第3項変更)
平成20年9月24日	臨時社員総会決議(第1条変更)
平成21年1月28日	東京都認証(第1条変更)
平成21年2月27日	通常社員総会決議(第23条、第25条第1項、
	第33条第1項(5)および第35条変更)
平成21年8月3日	東京都認証(第23条、第25条第1項、
	第33条第1項(5)および第35条変更)
平成22年6月28日	臨時社員総会決議(第2条第1項平成22年8月1日付変更)
平成30年6月19日	臨時社員総会決議(第14条第2~4項、第21条第2~
	3項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1~
	2項、第27条、第29条第1~2項、第30条第1~2
	項、第31条第1項、第32条、第37条変更)
平成30年10月19日	東京都認証(第14条第2~4項、第21条第2~3項、
	第24条第1項、第25条第1項、第26条第1~2項、
	第27条、第29条第1~2項、第30条第1~2項、第
	31条第1項、第32条、第37条変更)
令和2年1月31日	臨時社員総会決議(第4条変更、第4条の2第1~2項追
	加、第27条の2追加、第27条の3追加、第27条の4
	追加)
令和2年3月31日	東京都認証(第4条変更、第4条の2第1~2項追加、第
	27条の2追加、第27条の3追加、第27条の4追加)